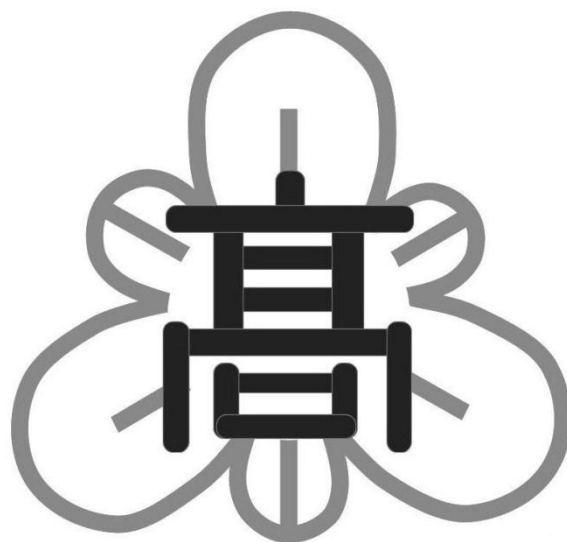


H 2 7 版

学校防災活動マニュアル

〈ダイジェスト版〉

一般職員・保護者・外来者向け



平成27年5月

神奈川県立横須賀高等学校

目次

大規模地震編

| | | |
|-----|--------------------------|----|
| 1 | 日ごろから大規模地震に備えて | |
| (1) | 防災訓練計画 | 1 |
| (2) | 防災訓練計画 | 1 |
| (3) | 教職員参集までの流れ | 1 |
| 2 | 学校地震災害対策本部組織図 | 2 |
| 3 | 大規模な地震（津波）発生時の対応 | |
| (1) | 大規模な地震が発生した場合の教職員の対応 | 3 |
| (2) | 大規模な地震が発生した後の教職員の対応 | 4 |
| ア | 教職員の管理下で地震に遭遇した場合の対応 | 7 |
| イ | 社会見学、遠足及び修学旅行等で遭遇した場合の対応 | 10 |
| ウ | 登校、下校途上で遭遇した場合の対応 | 11 |
| エ | 夜間・休日の場合の対応 | 12 |
| 4 | 避難経路図・避難場所図 | 13 |
| 5 | 消火設備・避難器具・保健器具配置図 | 16 |

1 日ごろから大規模地震に備えて

(1) 防災訓練計画 ※ 防災訓練の年間計画を記載する。

第1回・・・平成27年6月25日（木）（全日制対象）

内容 地震避難訓練、居住地域別下校訓練

第2回・・・平成27年7月 日（ ）（定時制対象）

内容 防災避難訓練 定時制の教職員・生徒が参加

第3回・・・平成27年8月28日（金）（全日制対象）

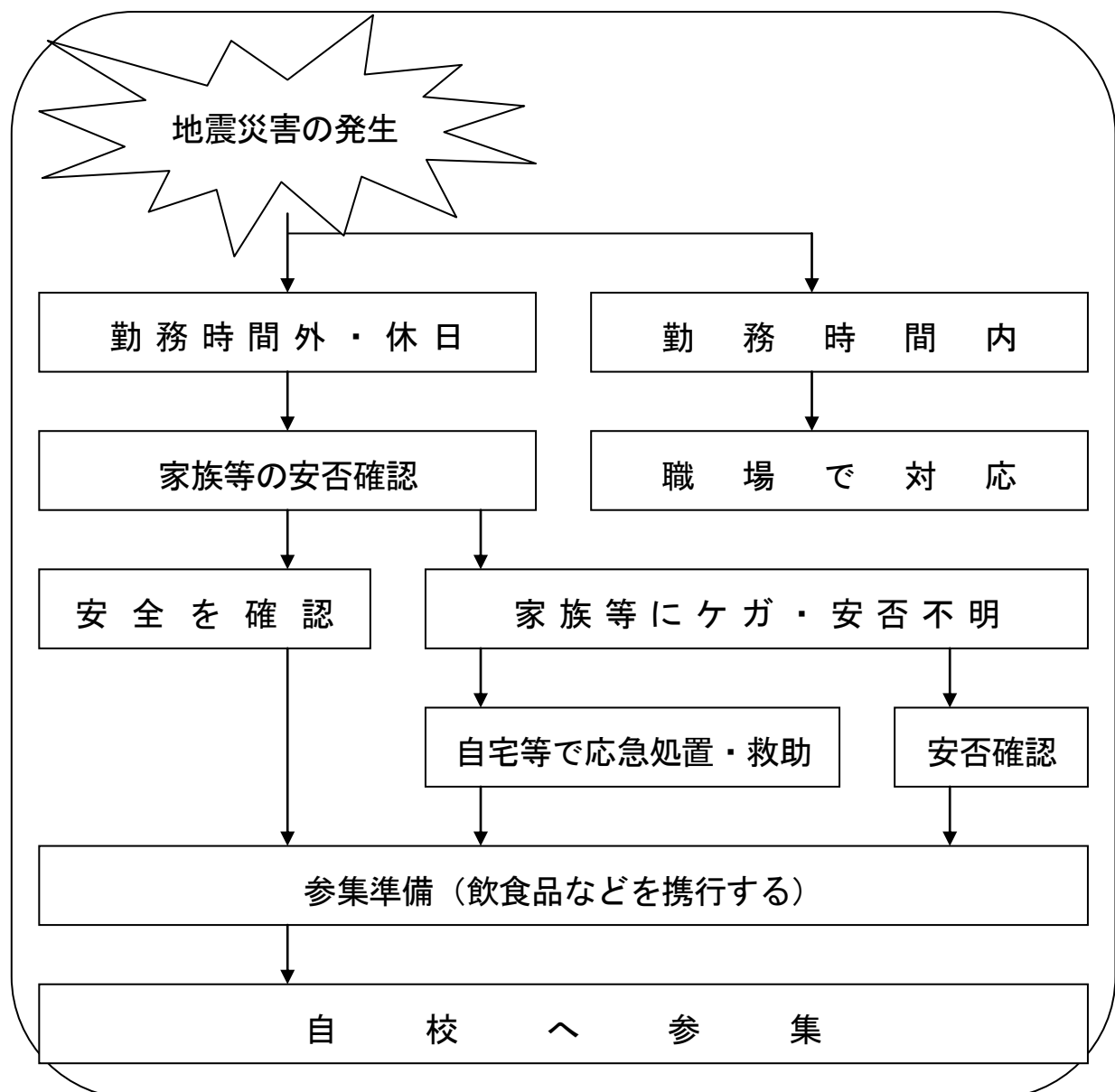
第4回・・・平成27年10月 日（ ）（定時制対象）

内容 地震・津波避難訓練の予定

(2) 防災教育 (1) の訓練とは一部重なる。

- ・全日制の生徒（1年生全員）に対し、保健体育の授業の中でAED使用方法を講習
- ・平成27年9月1日（火） 内容 防災週間を定め、SHRで地震や防災について学習

(3) 教職員参集までの流れ



- 留意点 (1) 参集する時は、機能的な服装を着用し、身分証明書、飲料水、非常食、着替え、常備薬を携行する。
- (2) 第2次応急要員が参集できない場合は、参集できない理由を所属へ連絡する。参集できる状況になったら、速やかに参集する。

2 防災組織図及び学校地震災害対策本部組織図

(1) 学校地震災害対策本部組織図

| | | |
|----------------|--|--|
| 本部長 | 校長 | |
| 本部 | 校長、副校長、 教頭 事務長、総務担 当総括教諭、防 災担当 | 各班との連携のもと、校内の被災状況等の把握を行い、総括的役割を果たす。そして災害対策担当部局や教育委員会との連絡にあたる。また、被害の状況に応じ、第二次避難場所への避難、応急対策の決定等、生徒・教職員の安全確保など各班等の連絡調整を行う。 |
| 総務班 | 総務グループ | 主に、本部の補佐的役割に努める。各班の状況を取りまとめたり、各種の情報収集にあたる。また、生徒の安全確保を図る。様々な相談やボランティアの受け入れなどの窓口としても対応する。 |
| 避難誘導・ 安否確認班 | 各学年担当 | 生徒の安否確認、負傷者の有無、避難誘導を行う。また、クラス全員の安否を確認し、本部に報告する。特に、救護・衛生班との密接な連携のもとに行動する必要がある。さらに、教育活動・授業の再開に向けて取り組む。 |
| 施設点検・ 消火班 | 教務グループ 広報図書グル ープ | 消火器具を携行し、校内や近隣の巡視を行う。被害状況を点検し、安全を確認するとともに、第二次避難場所及び避難路を確保する。また、出火防止に努めるとともに、火災が発生した場合は初期消火活動を行う。この他、二次災害等の危険を防止するために必要な措置を講ずる。 |
| 救護・衛生班 | 生徒支援グル ープ 進路グループ | 建物被害又は備品等の転倒等に巻き込まれた者の救出・救命にあたる。また、養護教諭を中心に負傷した生徒や教職員などの救護にあたる。必要に応じて非常救護所や病院等の専門医療期間と連携をとる。 |
| 食糧・物資班 | 学問探究グル ープ 事務室 | 地震の揺れが収まった後、災害物資の確認や食糧配給の計画をたてる。特に、水の確保を優先し、飲料用と生活用に分ける。避難誘導・安否確認班と連携しながら、配給の計画をたてる。 |

3 大規模な地震（津波）発生時の対応

(1) 大規模な地震が発生した場合の教職員の対応

① 教職員の配備編成の基準（県内で最大震度5強以上の地震を観測した場合）

| 学校地震災害対策本部の構成員（校長、副校長、教頭、事務長を含む第2次応急要員） | |
|---|---|
| 勤務時間内 | 直ちに学校地震災害対策本部を設置し、配備につく。 |
| 勤務時間外・出張中 | 直ちに学校に赴き、配備につく。 |
| 一般教職員（第1次本部要員及び第2次本部要員） | |
| 勤務時間内 | 本マニュアルに従って行動する。また校長等の指示に従い、対策の実施・補助にあたる。 |
| 勤務時間外・出張中 | 震度5強のときは、配備編成計画に従い行動する。震度6弱以上のときは、直ちに学校に赴いて配備につく。 |

② 教職員の対応

ア. グラウンドへの避難誘導と、学校地震災害対策本部の設置

イ. 学校地震災害対策本部は正確な情報の把握、現状確認及び的確な指揮系統の確認

ウ. 関係機関（教育委員会、警察、消防、市町村防災担当課）及び保護者への連絡

(ア) 状況を把握し、記録を残す（氏名、人数、異常の有無、帰宅手段の状況等）

(イ) 負傷者の救護にあたり、設備の点検と危険箇所の把握

(ウ) 障害のある生徒の介助体制の確認

(エ) 地区別、方面別等の帰宅体制の整備

(オ) 保護者への引渡しカード等の確認

(カ) 遠距離通学、公共交通機関などの利用者、留守家庭等で帰宅できない者の把握、保護

※ 授業中・放課後などの時間帯や平日・休日などの曜日の違い、また、部活動、校外活動等のあり・なし等、状況に応じて教職員の必要人数も変わってくる。そのため、教職員数が不足する場合の管理職への応援要請方法、それに基づく教職員間の連絡・参集方法等も含め、様々な場面を想定した対応をあらかじめ定めておく。

エ. 指定避難場所の準備

※ 指定を受けている学校のみ。県、市町村の防災部局にあらかじめ確認しておく。

※ 管理職が不在時の対応

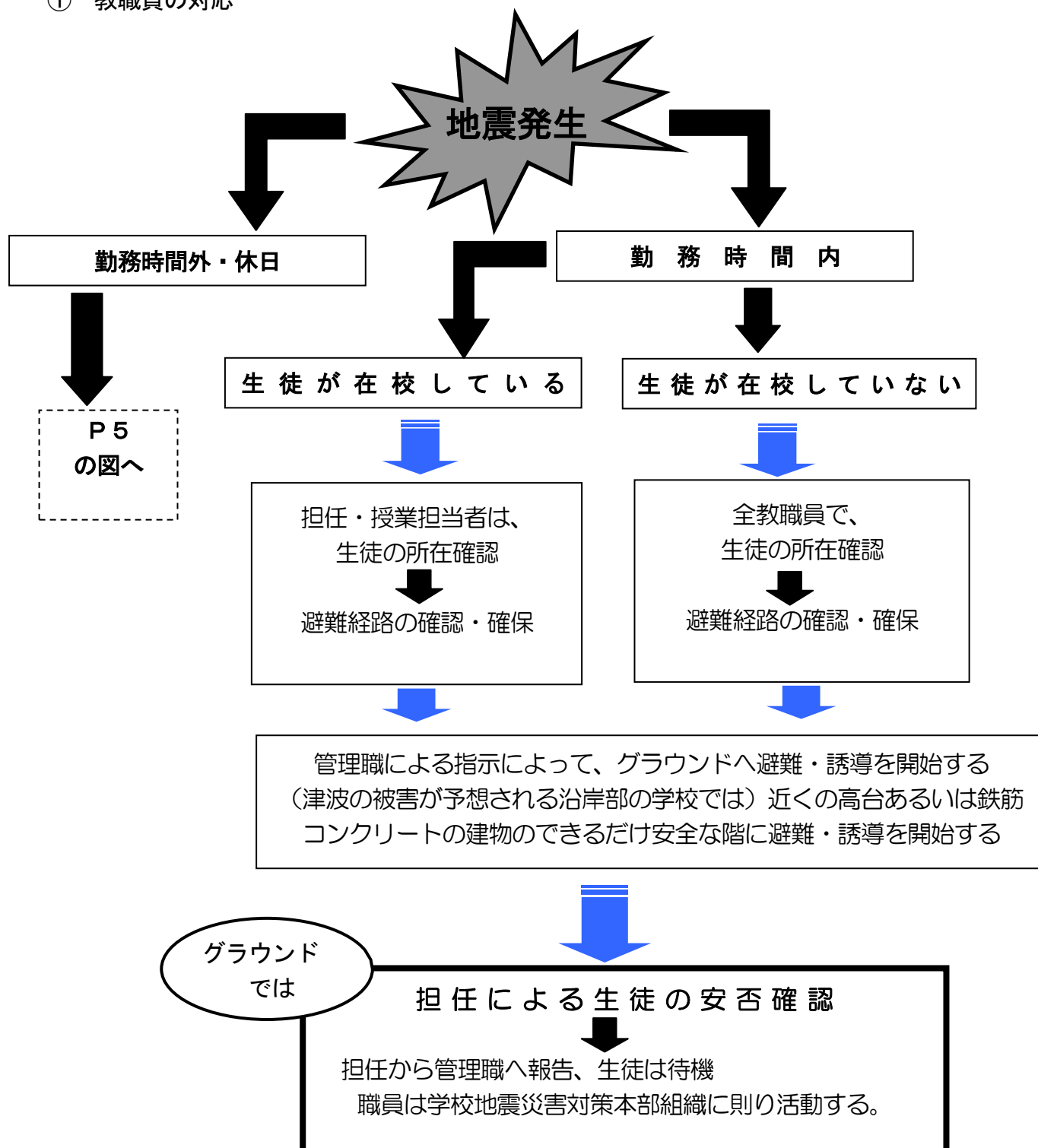
・校長、副校長、教頭、事務長、総括教諭の携帯電話等に連絡する。

・教職員緊急参集表の指揮代行順位の上位者が学校地震災害対策本部を設置する。

・学校防災活動マニュアルに沿って対応する。

(2) 大規模な地震が発生した後の教職員の対応

① 教職員の対応



(ア) 校舎内や敷地内に生徒が所在しているかを確認。生徒が在校している場合、生徒の掌握を第一に考える。けが人の有無、身体に障害のある生徒の避難確保等、受け持ち生徒全員を掌握する。

(イ) 避難経路の安全を至急確認し、危険がある場合は経路を変更して避難を開始する。避難後は建物の安全が確認できるまで校舎等には絶対に立ち入らない。

(ウ) 生徒や教職員が、けが等をした場合は他に優先して応急手当をする。(応急手当はけがの程度が重い者や避難に支障がある者を優先して行う)

※ 日ごろからの応急手当(包帯・毛布・三角布を使った手当など)や必要物品保管場所の確認、AED(自動体外式除細動器)の設置場所、使用方法を把握しておく必要がある。

(エ) 必要に応じ、救急車の手配をする。(救急車の手配が不可能な場合も想定し、自力で搬送可能な近隣病院を把握しておく)

(オ) 施設設備の被害状況を確認する。確認中に少しでも危険を感じた場合は中止し、立入禁止区域とする。立入禁止区域は県または市町村の指定した危険度判定士が「安全」と判定するまで絶対に立ち入らない。

(カ) 校長等は臨時休校措置や生徒の帰宅について、学校・地域の被害状況等を勘案し、判断する。

(キ) 保護者への連絡方法についても、電話等が非常に利用しにくくなることが想定される。あらかじめ携帯電話メールなどの一斉配信システムや、災害用伝言ダイヤル、災害時優先電話など複数の通信手段を検討しておくことが必要である。特に、災害時の重要通信を確保するため、「災害時優先電話」については、設置場所や使用方法について確認し、教職員に周知する。

(ク) 安全が確認されるまでは、学校で生徒を保護する。

引き渡しのルールは、原則、下記によるが、被害の状況、火災の発生状況、公共交通機関の復旧状況、学校周辺の交通事情などを十分に検討し、総合的に判断して生徒の保護の継続あるいは下校を決定する。

下校については、安全が確認された後行うものとし、保護者への引き渡しの方法や職員の引率での下校にあたってのグループの編成・下校ルートなどを、あらかじめ生徒・保護者と確認しておく。

なお、公共交通機関の運行中止により保護者が帰宅できないことを十分考慮する。

| 引き渡しのルール | | |
|------------|--------|---|
| 学校を含む地域の震度 | 震度5弱以上 | 保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。この場合時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童生徒等を学校で保護しておく。 |
| | 震度4以下 | 原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者からの届けがある児童生徒等については学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。 |

「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」(平成24年3月文部科学省) P26 引き渡し

(参考 URL : http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/03/1318204.htm)

(ケ) 大規模な地震災害等では、地域住民等が避難してくることが予想されるため、校内に生徒の保護エリアとは別に住民の保護エリアを設定し、混乱を避ける。その際、避難所等に指定されていない学校にあつては、市町村災害対策担当部局等の指示に従い、備蓄品が整備されている本来の避難所へ誘導する。

② 校舎・建物の被害状況ごとの対応

前述の「①（大規模な地震が発生した後の）教職員の対応」は、以下の全ての状況でも対応が必要。

（ア）火災が発生

- a. 生徒をグラウンド等、安全な場所に避難させる。
- b. 火災発生場所を認知した場合は他の教職員に通報し、初期消火に努める。また、最適な避難経路を選び、避難場所へ避難・誘導させる。
- c. 停電で放送設備が使用不能となる場合は、非常放送設備を利用する。また、ハンドマイク（体育準備室に保管）やメガホンを用意しておく。
- d. グラウンドへの避難が終了したら直ちに分担に従い、生徒の掌握やけがの程度等を確認する。

（イ）建物が損壊

建物が損壊するような地震の場合は、生徒の精神状態に平静さが欠けてしまうことが予想される。また、けが人が多く発生することも予想されるので、次の事項に留意する必要がある。

- a. 火災が発生しなければ、生徒の人員（名前）やけがの程度等を確認し、二次災害に備え、担任等の誘導のもとに安全経路を確認しつつ順次避難可能な場所に誘導する。
- b. 建物が損壊している場合は、ガラスの破片が飛散している。また、避難中に余震等で割れたガラスが落下するといった危険性もある。履物を履かせ、ガラス窓が頭上にあるような経路を避けて避難する。
- c. 手の空いている教職員は、校舎内を巡視して天井落下、壁の剥離、階段の崩壊等の被害状況を確認する。

（ウ）建物が倒壊

被害状況が著しく、生徒の安全確保のため大至急避難しなければならない場合、次の事項について留意しておく。

- a. 校長は、巡視した教職員の報告などから倒壊状況を判断し、必要に応じて速やかに、安全経路を見つけ出し避難させる。
- b. 生徒の避難にあたっては、授業担当者が判断しなければならない場合が多分に考えられる。けが人がいる場合は、けがの状況を見極めながら早急に避難可能な場所に誘導する。
- c. 避難・誘導する際、ガラスは建物の高さの1/2の距離まで飛散する可能性がある。校舎の高さを確認し、校舎に隣接する場所等校庭の危険箇所を把握しておく必要がある。
- d. 教職員は校舎内の被害状況把握のほか、崖崩れ、地面の陥没等の危険な状態がないかを確認する必要がある。

（エ）異常なし

担当者（担任、授業担当等）は校長等からの避難指示を待つ。

(ア) 授業、特別活動など直接管理下の場合

a. 生徒の行動

- (a) 普通教室では即座に机の下にもぐる。自分で行動することが困難な生徒については、教職員が援助して身体を保護させる。
- (b) 揺れがおさまったのを確認後、教職員の指示のもと防災頭巾やヘルメットなどで頭を保護し、グラウンドなど安全な場所へ避難する。
- (c) 津波の被害が想定される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ定めた避難場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階）へ一時避難する。その後は教職員の指示に従う。

b. 授業担当者など教職員の行動

様々な災害の状況を想定し、正確な情報の把握に努め、絶えず冷静さを失わず適切な指示をすることができるように、学校での防災訓練だけでなく、災害時の自身の行動をあらかじめ想定するなど、万全を期しておくことが必要となる。

- (a) 生徒を机の下にもぐらせて両手で机の脚をしっかりとつかませ、頭を保護するよう指示する。その際、自分の力で対応困難な生徒（障害のある生徒、怪我をしている生徒等）については、授業担当者が援助する。
- (b) 緊急事態に遭遇して生徒がパニックに陥ることが考えられるため、パニック状態の防止に努める。
- (c) 生徒に対して次の指示を行う。
 - ・慌てて外へ飛び出さない。
 - ・窓や壁際からできるだけ離れる。
 - ・大きな揺れが収まり、授業担当者の指示が出るまでは、勝手な行動はとらない。
- (d) 教室以外の場合は、次のとおり行動する。

※ 各学校の施設とその施設内での行動を記載する。

- ・体 育 館→館内の中央に避難させる。その時、天井の照明を含め落下物に注意。
 - ・グラウンド→校舎のガラスや落下物を避けるため、グラウンド中央に避難させる。
 - ・プ ー ル→速やかにプールから上がり、離れた場所へ避難させる。
 - ・食 堂→基本的には、教室にいる場合と同じだが、食堂にいる教職員が生徒の対応を行う。
 - ・図 書 室→基本的には、教室にいる場合と同じだが、書棚が倒れる可能性が高いので、できるだけ離れるように指示する。
 - ・特 別 教 室→基本的には、教室にいる場合と同じ。
 - ・そ の 他→敷地内の校舎・施設外にいる場合は、落下物を避けるため建物に近寄らず、できるだけ安全な場所に避難させる。
- (e) 大きな揺れが収まったら、速やかに生徒の状況を確認する。

怪我をした生徒の応急処置や怪我の度合いを確認するなど受け持ち生徒の状況把握に努めることが先決である。また、火の元の消火確認やガスの元栓を閉める等の措置をとる。

(f) 避難の開始は、次の手順で行う。(原則として、避難場所はグラウンド)

①避難路として出入り口の確保→②けが人などの介助方法を定める→③避難指示を待つ

(g) 揺れが収まり次第、非常用放送設備(使用できない場合はハンドマイクやメガホン)を使って状況の報告や避難の方法などの緊急放送が行われる。放送を待って避難・誘導を開始することが2次被害を防ぐことにもつながる。しかし、緊急放送が使用できないことも考えられるので、教職員個人の判断や隣の教室同士で協力しながら臨機応変な対応が求められる。

(h) 避難は、火災場所と上層階の生徒を優先し、隣り合うクラスと連携しながら、集団の前後に教職員を配置して行うことが望ましい。「おさない、はしらない、しゃべらない、もどらない」を指示する。

(i) 避難途中でガラスなどが落下する危険性が高まるので、頭部を守るためにカバン等で保護するように準備させる。

(j) 津波の被害が想定される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ定めた避難場所(近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階)へ生徒を一時避難させる。その後は津波に関する情報を確認し、生徒の安全確保に努める。

c. 職員室や事務室に在室する教職員の行動

(a) 大きな揺れが収まった後に非常用放送設備により緊急放送をする。放送の内容は、①状況説明、②教職員に向けての指示に区別する。

(b) 教職員へは、生徒の安全確保、避難路の確認、火の元の消火をするという指示を行う。緊急放送ができない場合、ハンドマイク(体育準備室に保管)やメガホンを使うが、教職員に対しては事前に放送内容の共通理解を図っておくことも大切である。

(c) 全体への指示を出す、校内を見回り状況を把握する、指示を連絡する、教職員不在教室の生徒の状況を確認するなど、教職員の役割分担によりすばやく行う。

(d) 津波の被害が想定される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ定めた避難場所(近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階)に生徒を一時避難させるよう全職員に指示する。その後は津波に関する情報を確認し、生徒の安全確保に努めるよう指示する。

(イ) 休み時間、始業前、放課後など間接的管理下の場合

生徒へ指示を伝えることや生徒の把握がしにくい現状であることを踏まえることが必要である。

a. 生徒の行動

個人もしくはグループで校舎内外に分散している状況が多いことを想定し、教室などでは机の下にもぐる、校舎外ではガラスの散乱などが考えられるので校舎に近づかないなど、あらかじめ示された対応や主体的な判断による対応ができるように指導する。

津波の被害が想定される学校では、生徒は強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ定めた避難場所(近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階)に一時避難する。その後は教職員の指示に従う。

b. 授業担当者など教職員の行動

学級担任（不在の場合は副担任等）は自分が担任する教室へ直行し、その他の教員は職員室に集合する。

(a) 緊急事態に遭遇して生徒がパニックに陥ることが考えられるため、パニック状態の防止に努める。

(b) 生徒に対して次の指示を行う。

- ・慌てて外へ飛び出さない。
- ・窓や壁際からできるだけ離れる。
- ・大きな揺れが収まり、授業担当者の指示が出るまでは、勝手な行動はとらない。

(c) 教室以外の場合は、次のとおり行動する。

※ 各学校の施設とその施設内での行動を記載する。

- ・体 育 館→館内の中央に避難させる。その時、天井の照明を含め落下物に注意する。
- ・グラウンド→校舎のガラスや落下物を避けるため、グラウンド中央に避難させる。
- ・プ ー ル→速やかにプールから上がり、離れた場所へ避難させる。
- ・食 堂→基本的には、教室にいる場合と同じだが、食堂にいる教職員が生徒の対応を行う。
- ・図 書 室→基本的には、教室にいる場合と同じだが、書棚が倒れる可能性が高いので、できるだけ離れるように指示する。
- ・特 別 教 室→基本的には、教室にいる場合と同じ。
- ・そ の 他→敷地内の校舎・施設外にいる場合は、落下物を避けるため建物に近寄らず、できるだけ安全な場所に避難させる。

(d) 大きな揺れが収まったら、速やかに生徒の状況を確認する。

怪我をした生徒の応急処置や怪我の度合いを確認するなど受け持ち生徒の状況把握に努めることが先決である。また、火の元の消火確認やガスの元栓を閉める等の措置をとる。

(e) 避難の開始は、次の手順で行う。（原則として、避難場所はグラウンド）

①避難路として出入り口の確保→②けが人などの介助方法を定める→③避難指示を待つ

(f) 揺れが収まり次第、非常用放送設備（使用できない場合はハンドマイクやメガホン）を使って状況の報告や避難の方法などの緊急放送が行われる。放送を待って避難・誘導を開始することが2次被害を防ぐことにもつながる。しかし、緊急放送が使用できないことも考えられるので、教職員個人の判断や隣の教室同士で協力しながら臨機応変な対応が求められる。

(g) 避難は、火災場所と上層階の生徒を優先し、隣り合うクラスと連携しながら、集団の前後に教職員を配置して行うことが望ましい。「おさない、はしらない、しゃべらない、もどらない」を指示する。

(h) 避難途中でガラスなどが落下する危険性が高まるので、頭部を守るためにカバン等で保護するように準備させる。

(j) 津波の被害が想定される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ定めた避難場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階）へ生徒を一時避難させる。その後は津波に関する情報を確認し、生徒の安全確保に努める。

c. 職員室や事務室に在室する教職員の行動

- (a) 大きな揺れが収まった後に非常用放送設備により緊急放送をする。放送の内容は、
 - ①状況説明、②教職員に向けての指示に区別する。
- (b) 教職員へは、生徒の安全確保、避難路の確認、火の元の消火をするという指示を行う。緊急放送ができない場合、ハンドマイク（体育準備室に保管）やメガホンを使うが、教職員に対しては事前に放送内容の共通理解を図っておくことも大切である。
- (c) 全体への指示を出す、校内を見回り状況を把握する、指示を連絡する、教職員不在教室の生徒の状況を確認するなど、教職員の役割分担によりすばやく行う。
- (d) 津波の被害が想定される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ定めた避難場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階）に生徒を一時避難させるよう全職員に指示する。その後は津波に関する情報を確認し、生徒の安全確保に努めるよう指示する。

イ. 社会見学、遠足及び修学旅行等で遭遇した場合の対応

※ 社会見学等には様々な形態があるため、様々な状況での被災とその対応を想定しなければならない。また、社会見学や遠足等が終了し解散した後に災害が起きる可能性も予想されるので、その場合の対応を想定する必要もある。本項目の記述は、一般的な内容となっているが、実際には、社会見学等の行事の都度、別冊でより具体的な対応を示した活動マニュアルを作成し、引率の教職員が携行することが必要になる。また、対応の内容は、事前にオリエンテーションなどで生徒にも周知する。

社会見学や遠足等は、学校とは違う学習環境で行われるため、生徒の精神面などでは平常でないことが予想される。また、見学場所などでは学校にはない設備や物品があったり、教職員以外の人の指示に従って学習することも多い。また、あらかじめ津波の恐れがある場合の避難場所（高台あるいは鉄筋コンクリートの高い建物）を確認しておくなども必要である。生徒を安全な場所へ避難・誘導させ、生徒の人数や状況を確認することが最も優先したうえで、その都度状況に応じた対応が要求される。

(ア) 生徒の行動

屋内の場合は机の下にもぐる、屋外の場合は安全な場所へ避難するなど、場所と状況に応じて教職員の指示に従う。

津波の被害が想定される場所にいる場合は、生徒は強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ確認した避難場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階）に一時避難する。その後は教職員の指示に従う。

(イ) 引率の教職員の行動

- a. 施設内であれば、その施設の対応に従うのが原則である。
- b. 移動中や特別な施設がない場合、安全と思われる場所に生徒を避難させる。
- c. 揺れが収まったら、速やかに生徒の状況を確認し、怪我をした生徒の応急処置や怪我の度合いを確認するなど引率した生徒の状況把握に努める。

- d. 把握した状況は、速やかに学校へ報告し、指示を受ける。電話が不通の場合、災害用伝言ダイヤル等を利用する。
- e. 屋内にいる場合は、速やかに机の下などの安全な場所へ移動させる、海岸にいる場合は津波、山間部にいる場合は山崩れや崖崩れが起こる可能性があるため、速やかに安全な場所に避難させるなど、具体的な対応については、あらかじめ非常の場合の活動マニュアルを作成し、マニュアルに基づいて行動する。
- f. 津波の被害が想定される場所にいる場合は、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ確認した避難場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階）へ生徒を一時避難させる。その後は津波に関する情報を確認し、生徒の安全確保に努める。

(ウ) 管理職など在校する教職員の行動

- a. 引率の教職員から連絡があった場合、現地の状況などから判断し、必要な指示を行う。
- b. 引率の教職員から連絡がない場合、携帯電話等に連絡を試み、災害用伝言ダイヤルを確認する。

| |
|--|
| ウ. 登校、下校途上で遭遇した場合の対応 (チェックリスト Ⅲ-2 P68~70) |
|--|

登下校中に地震が発生した場合、生徒が自分で瞬時に安全のための行動を選択し実行することが求められる。日ごろからさまざまな災害を想定した上で、安全を確保するシミュレーションについて十分に時間をかけて指導し、考えさせておくことが必要である。また、保護者にも周知し、理解を得ておくことが大切である。

(ア) 生徒の行動

- a. カバンや持ち物で自分の頭を保護する、建物、塀、崖下、川岸からすぐ離れる、自動車は思わぬ動きをしますので離れる等の指導をしておく。
- b. 交通機関が運休した場合は、駅の避難指示に従う。自分勝手な行動をとらない。
- c. 登校中の場合は、可能ならばそのまま登校、下校中の場合は、原則として安全に注意しながら下校。状況によっては、近くの避難所等へ向かう。近隣の避難所等は日ごろから生徒に周知しておく。
- d. 津波の被害が想定される場所にいる場合は、生徒は強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちに近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階に一時避難する。その後は津波に関する情報を確認し、生徒の安全確保に努める。

※ 近隣の避難所、広域避難場所を記載。

| 名称 | 役割 | 場所 |
|--------|--|---------|
| 広域避難地 | 災害時に火災等におかされることがなく、安全が確保できる一時的な避難場所。（備蓄なし） | 横須賀高等学校 |
| 震災時避難所 | 地域住民を収容する防災拠点となる広場と建物を備えた施設。避難生活に対応。（備蓄あり） | 公郷小学校 |

(イ) 教職員の行動

- a. 既に帰宅した教職員は、配備基準に従う。
- b. 職員室や事務室に在室する教職員は、非常用放送設備により緊急放送をする。放送の内容は、①状況説明、②教職員に向けての指示に区別する。
- c. 教職員へは、生徒の安全確保、避難路の確認、火の元の消火をするという指示を行う。緊急放送ができない場合、ハンドマイク（体育準備室に保管）やメガホンを使うが、教職員に対しては事前に放送内容の共通理解を図っておくことも大切である。
- d. 生徒の人員確認を行い、既に登校している生徒（まだ下校していない生徒）を避難場所に誘導する。
- e. 登校していない生徒については、電話等で安否の確認を行う。

エ. 夜間・休日の場合の対応

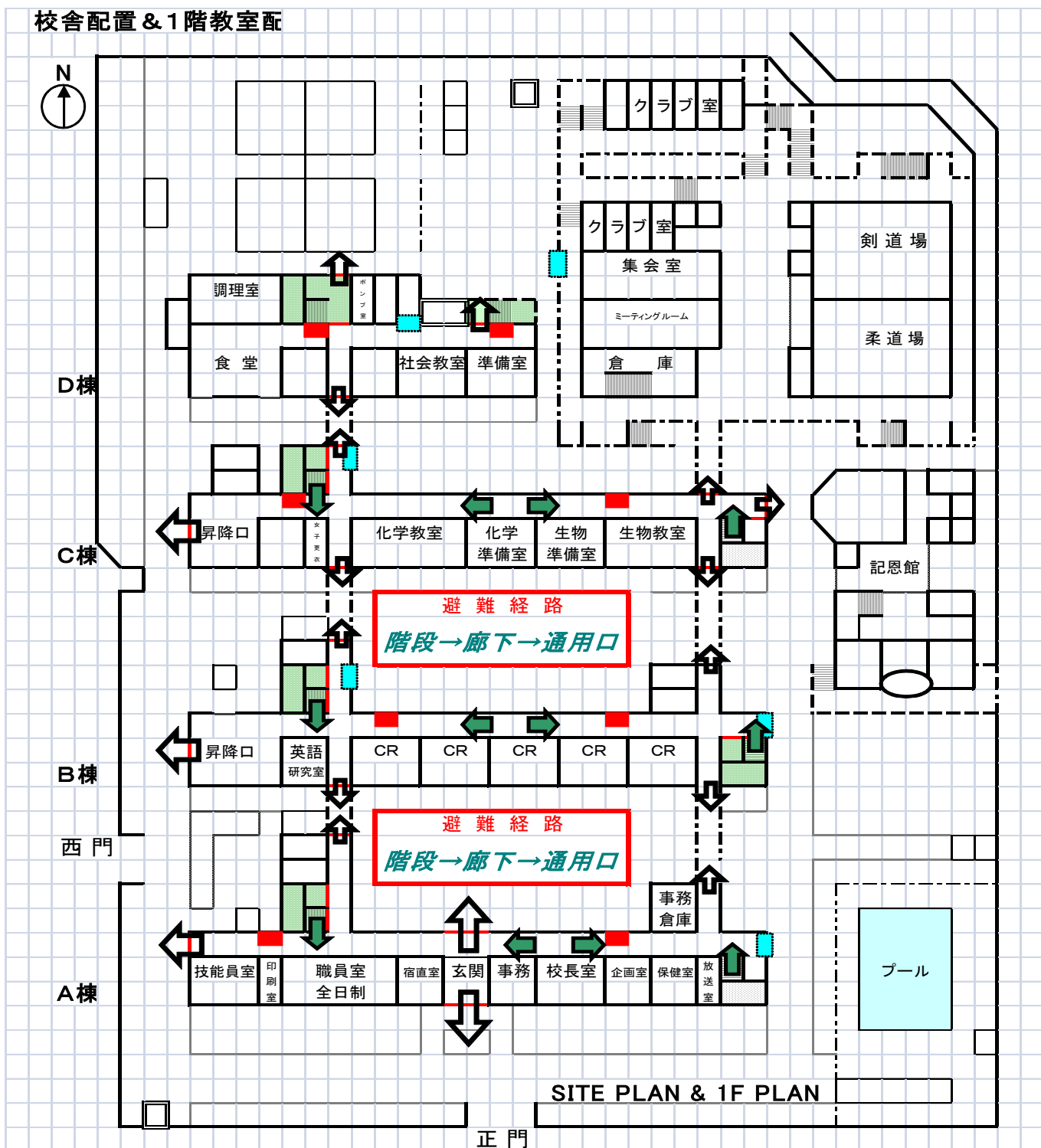
（チェックリストⅢ-3 P65）

(ア) 教職員の行動

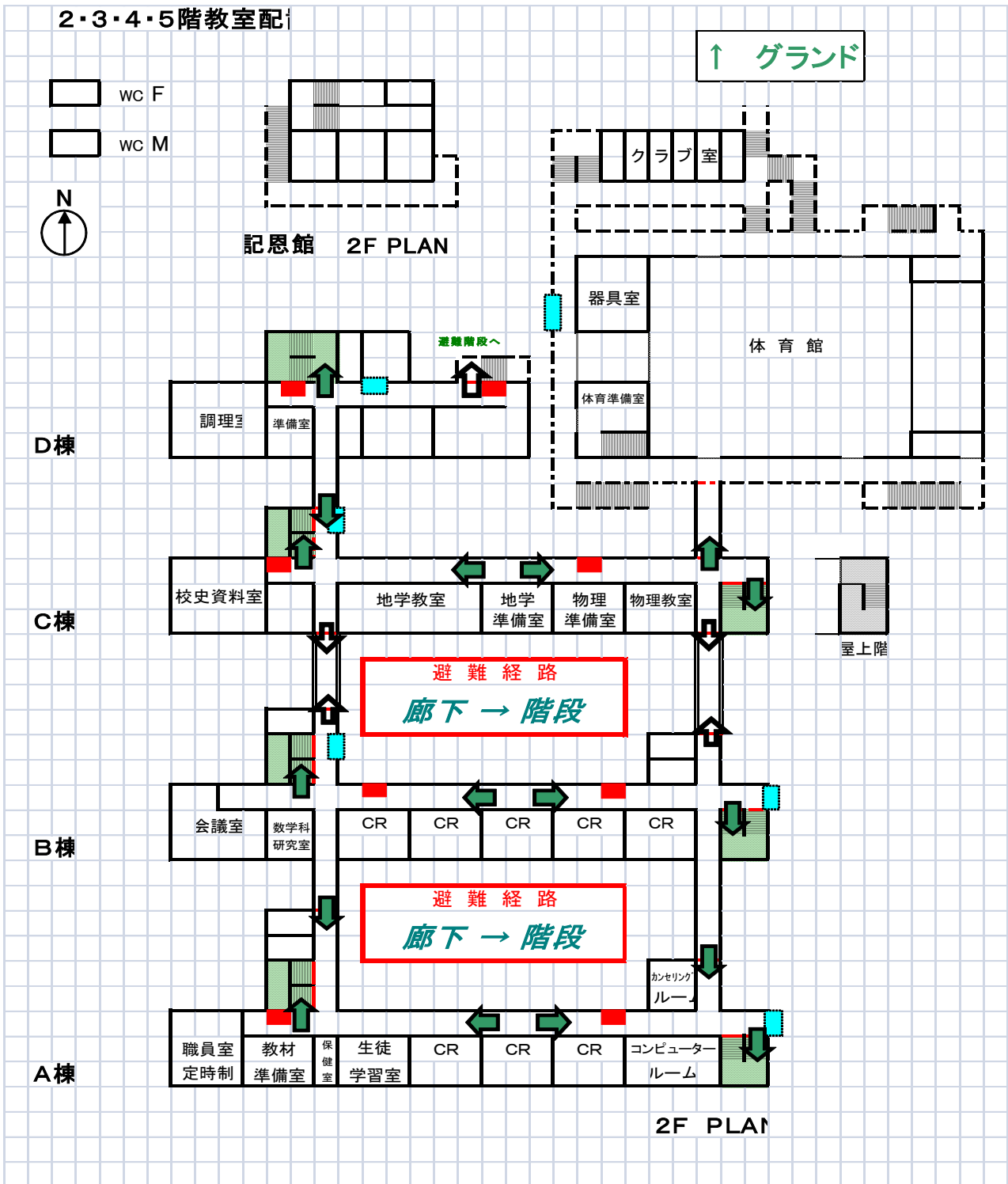
- a. 配備基準により参集する。交通途絶等で自校に参集ができない場合は、最寄の学校に参集する。
- b. 夜間の場合、参集した教職員は、施設の被害状況と生徒の安否を確認する。
- c. 休日（昼間）の場合、出勤している教職員で登校している生徒を難誘場所へ誘導し、施設の被害状況を確認する。参集した教職員と協力して、生徒の安否を確認する。

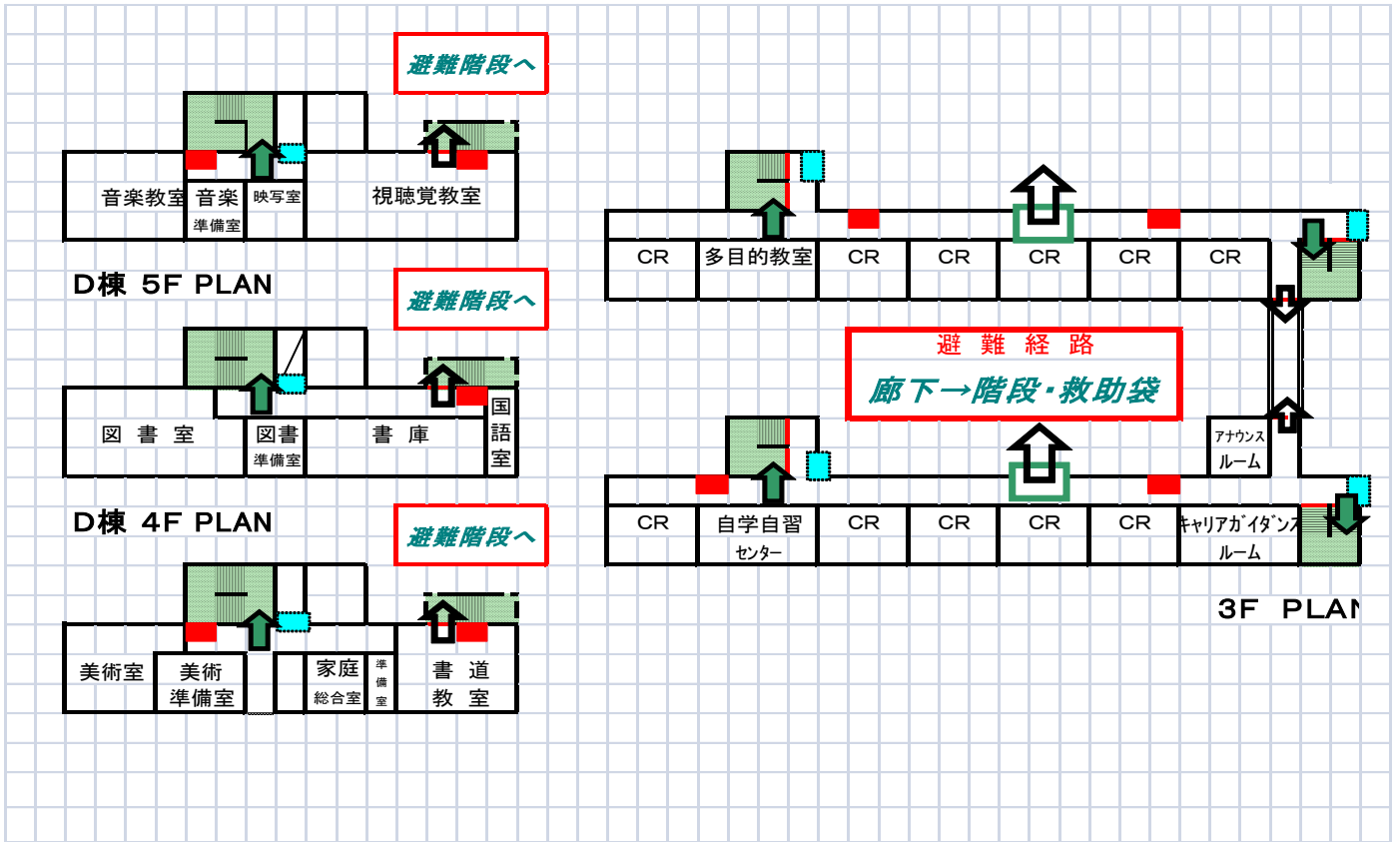
4 避難経路図・避難場所図

(チェックリスト I-2 P58)



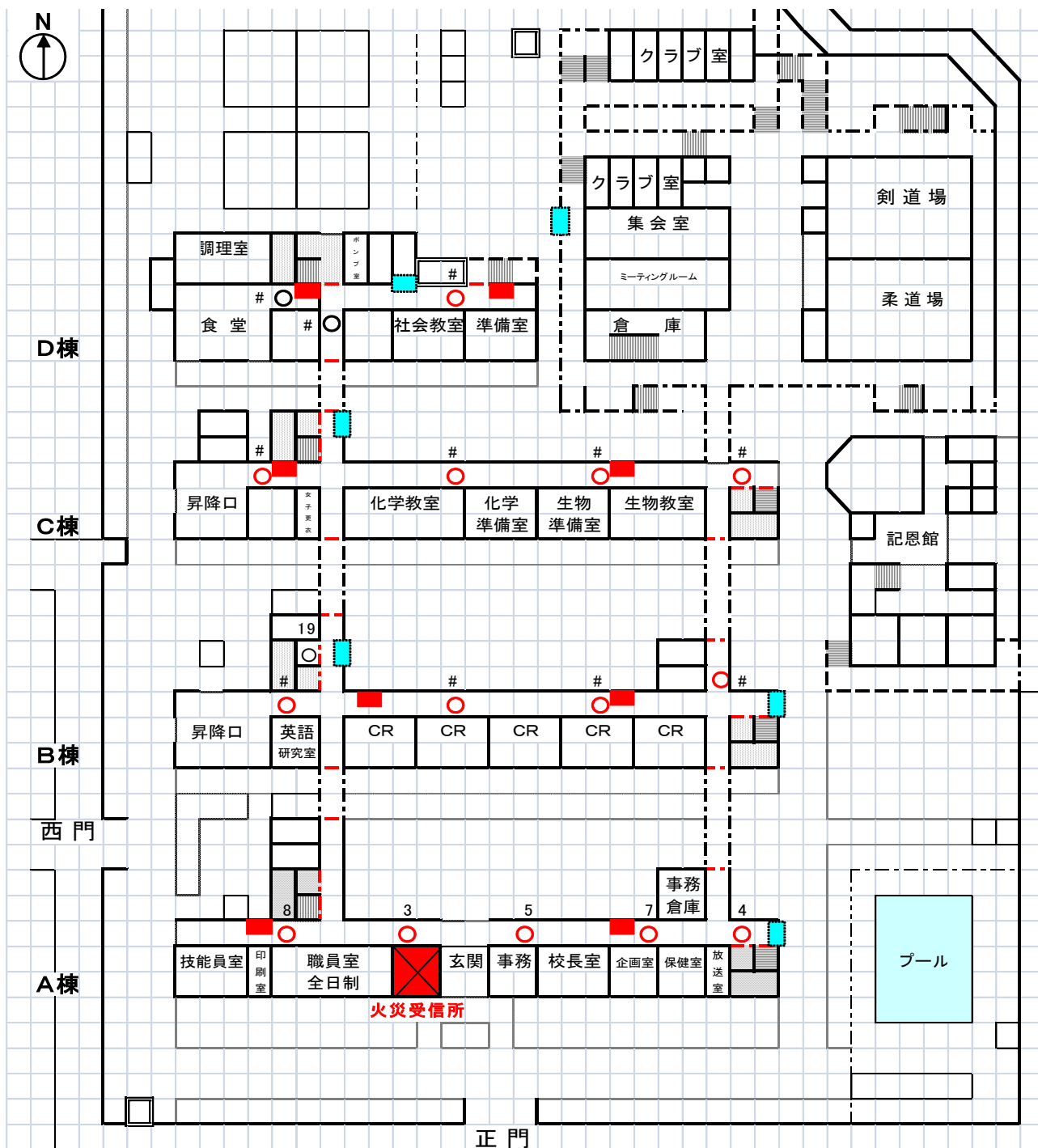
2・3・4・5階教室配





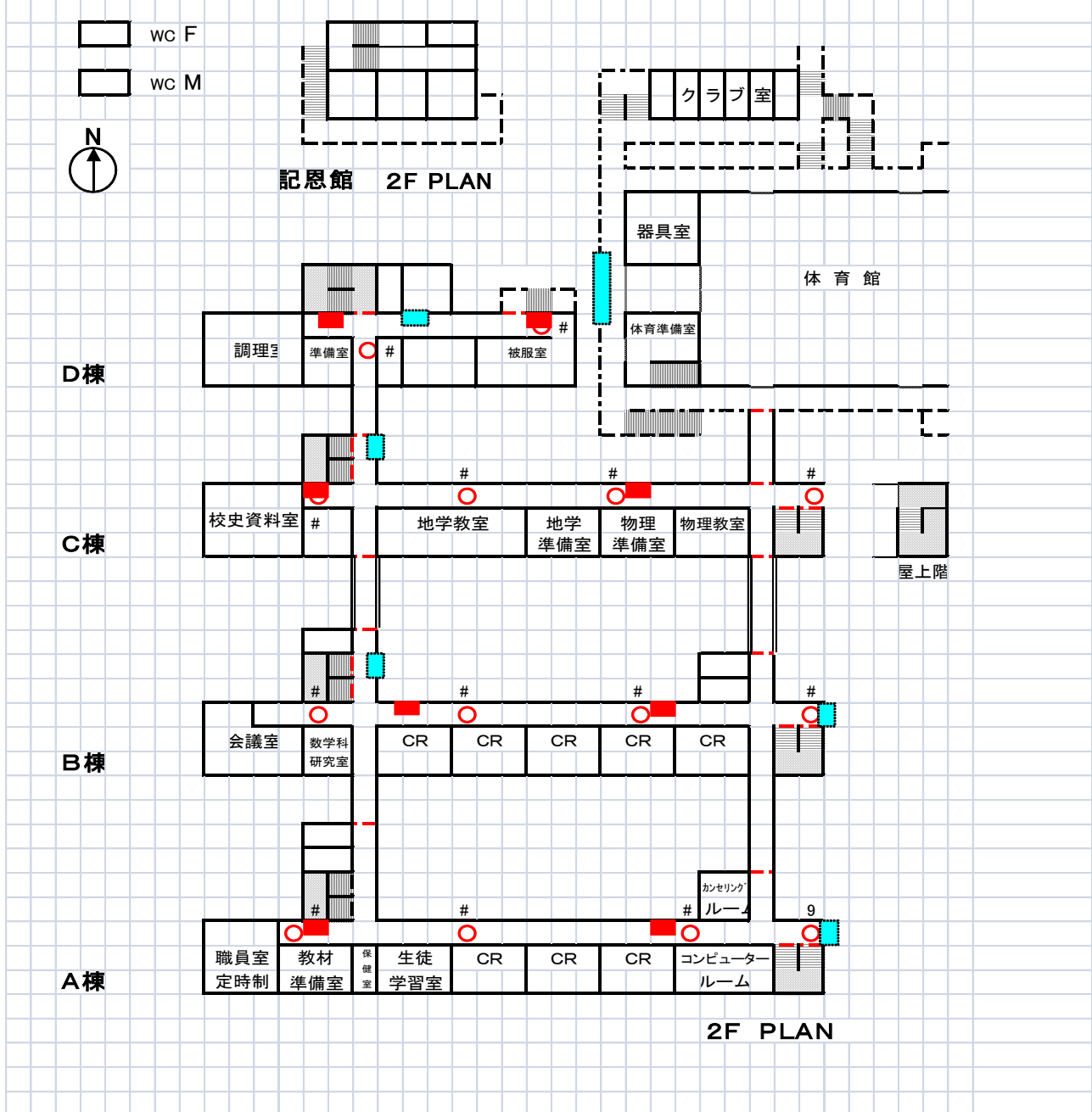
5 消火設備・避難器具・保健器具配置図

(チェックリスト I-2 P58)



- 消火栓
- 消火器
- 水道

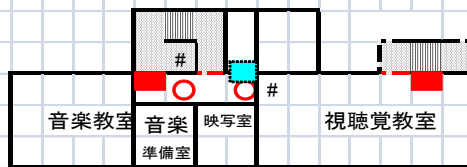
2・3・4・5階教室配置



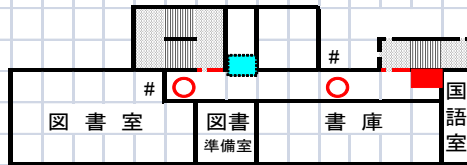
非常食・飲料水等の保管場所

- * D棟2階被服室奥に新設した倉庫に、全日制生徒全学年三日分の非常食・水を保管
- * A棟1階ゴミ処理場横の防災プレハブ倉庫に、定時制生徒用の非常食・水、及び防災ヘルメット、ランタン等の一部、非常用マンホールトイレを保管
- * セミナーハウス1階の和室側階段下倉庫に、全・定職員用非常食・水、及び非常用防寒アルミシート、若干の毛布、携帯ラジオ、ランタン等を保管

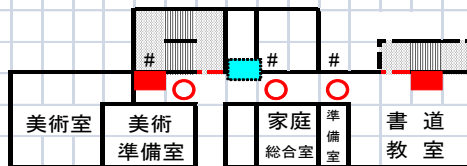
(以上の建物または部屋の鍵は、事務室にて保管)



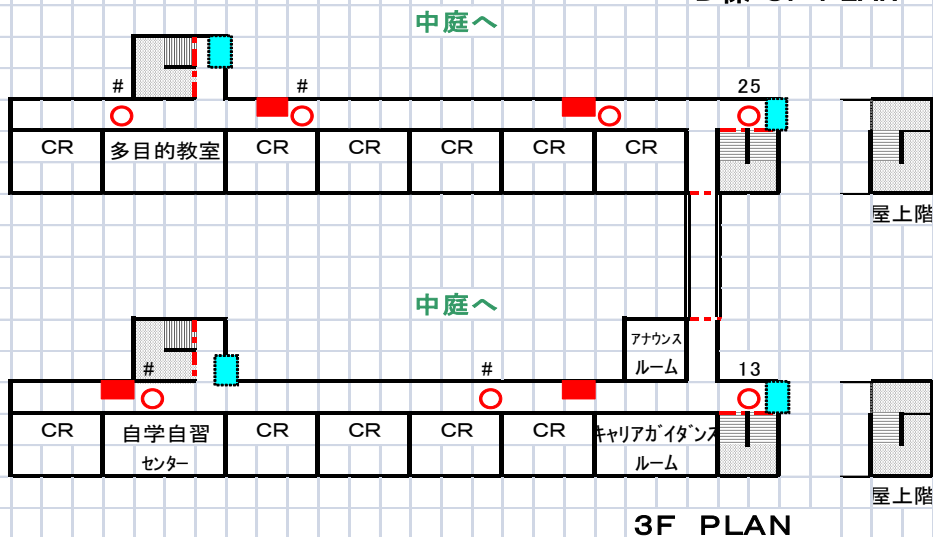
D棟 5F PLAN



D棟 4F PLAN



D棟 3F PLAN



3F PLAN

- 消火栓
- 消火器
- 水道